



年 組 名前

道新  
ワークシート

## 同性婚制度なし「違憲」

## 名古屋地裁 札幌に続き2例目

同性同士の間婚を認めない民法などの規定は憲法違反だとして、愛知県内の30代の男性カップルが国にそれぞれ100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、名古屋地裁（西村修裁判長）は30日、「異性カップルに法律婚制度を設け、同性カップルには関係を保護する枠組みを与えないことは、国会の立法裁量を超える」として法制度の不備を認め、法の下での平等を定めた憲法14条と、婚姻の自由を定めた24条のうち2項に違反すると判断した。賠償請求は棄却した。

（5面Ⅱ「保護制度を」、24面Ⅱ判決要旨、26面Ⅱ傍聴席で涙と拍手）

## 婚姻の条文に違反 初判断

同種訴訟は全国5地裁で起され、4件目の判決。

「違憲」の判断は札幌地裁に続き2例目。24条に違反するとしたのは初めて。同性婚の法制化を巡る議論に影響しそうだ。

西村裁判長は判決理由で、結婚の意義について「生殖や子の育成のみにあるわけではなく、伝統的な家族観が唯一絶対のものではない」と述べ、同性婚導入に賛成する意見が

増え、「同性愛者を法律婚から排除する合理性が揺らいでおり、無視できない状況だ」とした。

憲法24条2項は、結婚や家族に関する法律について「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない」と規定。判決は、法律婚で与えられている一切の利益を同性カップルに享受させないのは、国会に与えられた立法裁量を超えるとした。また

民法などの規定は、自ら選択できない性的指向のため同性カップルに婚姻に関する制約を課していると指摘し、憲法14条に違反すると結論付けた。

憲法24条1項には違反しないとした。賠償請求については、国会は長期間、立法措置を怠ったとは言えないとして退けた。

原告2人は2019年2月に提訴。国側は24条に「両性」の文言が用いられてお

## 判決骨子

- 民法などは同性カップルに、自ら選べない性的指向のため婚姻に関する制約を課している
- 異性カップルに法律婚制度を設け、同性カップルには関係を保護する枠組みを与えないことは、立法裁量を超え、憲法14条と24条2項に違反する
- 立法措置を長期間怠ったとは言えず、国家賠償の対象とならない

り、同性婚を想定していないと反論していた。

21年3月の札幌地裁判決は憲法14条違反と判断。22年6月の大阪地裁、11月の東京地裁判決はいずれも「合憲」としたが、東京地裁は同性愛者が家族になるための法制度がない現状を「憲法違反の状態だ」と指摘した。3訴訟とも原告側が控訴。来月8日には福岡地裁判決が予定される。

2023年5月31日(水) 朝刊 全道版 1ページ (記事は再編集しています)

- ① 憲法24条2項の家族に関する法律についてどのように述べられているか、書きなさい。
- ② 西村裁判長は結婚の意義についてどのような考えを述べているのだろうか、書きなさい。
- ③ 新聞の記事を参考にして、同性婚をめぐる議論は今後どのように展開するであろうか。自分の考えを書きなさい。